

# 無線局免許申請書

年 月 日

\_\_\_\_\_ 総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄  
4,250円/局

※ 割印しないこと

■電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

|                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| 住所                | 都道府県-市区町村コード [ _____ ]<br>〒 ( _____ ) |
| 氏名又は<br>名称及び代表者氏名 | フリガナ                                  |

代理人

2 電波法第5条に規定する欠格事由

□有      ■無

3 免許又は再免許に関する事項

|               |                |
|---------------|----------------|
| ① 無線局の種別及び局数  | 遭難自動通報局(DS) 1局 |
| ② 識別信号        |                |
| ③ 免許の番号       |                |
| ④ 免許の年月日      |                |
| ⑤ 希望する免許の有効期間 |                |
| ⑥ 備考          |                |

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

|               |   |
|---------------|---|
| 電波利用料の前納の有無   | □有      ■無  |
| 電波利用料の前納に係る期間 | □無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。)<br>□その他( _____ 年) |

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

2603

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 住所  | 都道府県-市区町村コード [ _____ ]<br>〒 ( _____ ) |
| 部署名 | フリガナ                                  |

5 申請の内容に関する連絡先

|           |      |
|-----------|------|
| 所属、氏名     | フリガナ |
| 電話番号      |      |
| 電子メールアドレス |      |

| 無線局事項書及び工事設計書  |                           |   |  |   |          |   |
|--|---------------------------|---|--|---|----------|---|
| 1  | 免許の番号                     | ( 1局分)  |  |   |          |   |
| 2  | 申請(届出)の区分                 | <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 再免許   |  |   |          |   |
| 3  | 無線局の種類コード                 | D S   |  |   |          |   |
| 4  | 開設、継続開設又は変更を必要とする理由       |   |  |   |          |   |
| 5  | 法人団体個人の別                  | <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人  |  |   |          |   |
| 6  | 住所                        | 都道府県-市区町村コード [ ]  |  |   |          |   |
|  |                           | 〒 ( )   |  |   |          |   |
| 7  | 氏名又は名称及び代表者氏名             | 電話番号  |  |   |          |   |
|  |                           | フリガナ  |  |   |          |   |
| 8  | 希望する運用許容時間                | 常時  |  |   |          |   |
| 9  | 工事落成の予定期日                 | <input type="checkbox"/> 日付指定: . . . . .<br><input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 日<br><input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日 日                                  |  |   |          |   |
| 10   | 運用開始の予定期日                 | <input type="checkbox"/> 免許の日<br><input type="checkbox"/> 日付指定: . . . . .<br><input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 以内の日<br><input type="checkbox"/> 免許の日から 月 以内の日 |  |   |          |   |
| 11   | 無線設備の設置場所又は常置場所           | 区分  | <input type="checkbox"/> 設置場所 <input checked="" type="checkbox"/> 常置場所 |   |          |   |
|  |                           | 住所  | 都道府県-市区町村コード ( )   |   |          |   |
|  | 船舶名                       | フリガナ  |  |   |          |   |
|  |                           | 主たる停泊港又は定置場   |  |   |          |   |
| 12   | 移動範囲                      | 基本コード [ Z 1 2 ]   | 付加コード [ ]  |   |          |   |
| 13   | 無線局の目的コード                 | P U B   | <input type="checkbox"/> 従たる目的   |   |          |   |
| 14   | 通信事項コード                   | D A F   |  |   |          |   |
| 15   | 通信の相手方                    |   |  |   |          |   |
| 16   | 識別信号                      | P L B用  |  |   |          |   |
| 17   | 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 | G 1 B 4 0 6 . 0 3 1 M H z 5 W<br>A 3 X 1 2 1 . 5 M H z 5 0 m W  |  |   |          |   |
| 無<br>工<br>線<br>設<br>計<br>書<br>使<br>用<br>す<br>る<br>場<br>合<br>に<br>限<br>る<br>。 ( ) | 18                        | 送信機   | A T I S 番号<br>個体識別コード<br>検定番号<br>適合表示無線設備の番号<br>製造番号<br><br>001-A18089 |   |          |   |
|  |                           | 19  | 空中線  | 空中線型式等<br>基本コード 付加コード 偏波面コード 高さ 利得 (dBi)<br>T I 2.14<br>T I 3 |          |   |
|  |                           |   |  | 20  | 附属装置     | コード 補足事項  |
|  |                           |   |  | 21  | その他の工事設計 | <input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。 |
|  | 22                        | 備考  | 緊急時における申請者以外の連絡先   | その1 TEL: 申請者との関係:<br>その2 TEL: 申請者との関係:                        |          |   |

# 申請書記入見本および申請書送付先

無線局免許（再免許）申請書

令和2年5月5日

関東 総合通信局長 殿  
中電総合通信事務局長 殿

■電波法第9条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。  
 □無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の表額を添えて下記のとおり申請します。  
 □無線局免許手続規則第16条第3項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

1. 申請者

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 住所            | 〒(105-0013) 東京都港区浜松町1-2-17-3F |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ カズ タカシ<br>姓 太郎           |

2. 電波法第9条に規定する欠格事由  
有  
無

3. 免許又は再免許に該当する事項

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1) 無線局の種類及び用途  | 遠隔自動通話機(DS) 1機 |
| 2) 識別信号        | 4310000000     |
| 3) 免許の年月日      |                |
| 4) 希望する免許の有効期間 |                |
| 5) 備考          |                |

4. 電波利用料

① 電波利用料の納付  
有  
無  
 電波利用料の納付に際しては、無線局の免許の有効期間まで納付します（無線局等2号に規定する期限を除く。）

② 電波利用料納入者名簿の届出  
 届出先住所：〒(105-0013) 東京都港区浜松町1-2-17-3F  
 氏名：フリガナ カズ タカシ  
 氏名：太郎

5. 申請の内容に関する連絡先

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 申請、氏名     | フリガナ カズ タカシ<br>姓 太郎 |
| 電話番号      | 03-3434-0991        |
| 電子メールアドレス | noname@kazi.co.jp   |

捨印

日付記入

4,250円の収入印紙を貼付。  
割印はしないでください。

無線局の常置場所を管轄する総合通信局の名称を記入

住所氏名を記入

住所氏名 電話番号を記入

捨印

無線局申請書及び工事設計書 (1頁分)

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 1 免許の番号                      |  |
| 2 申請(届出)の区分                  | 無線局(届出)  |
| 3 無線局の種別コード                  | DS   |
| 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由        |  |
| 5 法人団体個人の種類                  | 個人(個人)   |
| 6 住所                         | 〒(105-0013) 東京都港区浜松町1-2-17-3F<br>電話番号 03-3434-0991<br>フリガナ カズ タカシ  |
| 7 氏名又は名称及び代表者氏名              | 太郎   |
| 8 希望する運用許容時間                 | 常時   |
| 9 工事完成の予定期日                  | <input type="checkbox"/> 日付指定<br><input type="checkbox"/> 申請書の日から、月日の日<br><input type="checkbox"/> 工事着手の日から、月日の日 |
| 10 運用開始の予定期日                 | <input type="checkbox"/> 日付指定<br><input type="checkbox"/> 申請書の日から、月以内の日<br><input type="checkbox"/> 免許の日から、月以内の日 |
| 11 無線設備の設置場所又は常置場所           | 区分 設置場所 常置場所<br>住所 東京都港区浜松町1-2-17-3F<br>6の欄に同じ<br>船舶名 フリガナ<br>主たる用途又は設置場 不要                                      |
| 12 移動範囲                      | 基本コード( Z12 ) 付加コード( )  |
| 13 無線局の目的コード                 | PUB <input type="checkbox"/> 付たる目的   |
| 14 通信事項コード                   | DAB  |
| 15 通信の相手方                    |  |
| 16 識別信号                      | 4310000000   |
| 17 電波の形式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 | G1B 406.031MHz 5W<br>A3X 121.5MHz 0.0mW  |
| 18 送信機                       | ATIS番号<br>機体識別コード 35EE00000ABCDE<br>認定番号<br>適合表示標識政務の番号 001-A18080<br>別記番号 12345                                 |
| 19 空中線                       | 基本コード 付加コード 高さ 利得(dBi)<br>T1 T2 V F 2.14<br>T1 T2 F 3  |
| 20 附属装置                      | コード 補足事項   |
| 21 その他工事設計                   | 電波法第9条に規定する条件に合致する。<br>TEL: 090-0000-0000<br>TEL: 海二郎<br>TEL: 03-0000-0000<br>TEL: 山三郎                           |
| 22 備考                        | 申請者の署名 太郎  |

氏名と連絡先を記入。申請で不明な点があった場合等に連絡が来ます。

電波利用料(年額400円)毎年支払いする場合は、無にチェックを入れる。

まとめて前納する場合は 有にチェックを入れ、前納する期間を記入。(最大5年)

(総務省提出用)

ビーコンコード及び個体識別番号証明書

製品型式: PLB-375 ResQLink

認証番号: 001-A06927

製造番号: 12345 (立の番号です)

個体識別コード(15Hex ID) 35EE00000ABCDE (製造の番号です)

ビーコンコード K: 4310000000 (空の番号です)

ACR ARTEX THE SCIENCE OF SURVIVAL

製造元 ACR Electronics, Inc.  
総輸入元 ワン・ツー・ストック株式会社

\*この書類は、無線局の申請の際に申請書類に添付してください(※コピー不可)\*

できるだけ常時連絡のつく2名の方の情報を記入。  
PLBから信号が発信されたときに照会や確認の電話が入ります。  
同じヨットに乗るなど、同一行動をとる方は避けてください

パッケージに同封の「ビーコンコード及び個体識別番号証明書」に記載された番号、コードを記入してください。

見本に書いてある番号は架空の番号です。

- 無線局免許申請書×1枚
- 無線局事項書及び工事設計書×2枚  
(オリジナル+コピー各1枚)
- ビーコンコード及び個体識別番号証明書×1枚  
(ミシン目で切り離し、「総務省提出用」を同封。  
「お客様控え」は大切に保管してください)
- 免許送付用封筒  
住所記入、切手84円貼付

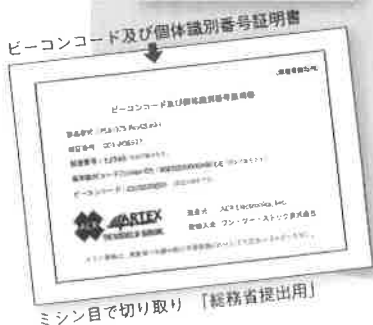
を、管轄の総合通信局（沖縄は総合通信事務所）に送付してください。  
問題がなければ、約1ヶ月で無線局免許状が交付されます。



↓ 免許交付用封筒



← 無線局免許申請書1部  
捺印と捺印



無線局事項書及び  
工事設計書2部  
コピー可ですが、  
両方に捺印を捺し  
てください

無線局免許状といっしょに、無線局事項書および工事設計書のコピーが送られてきます。お手元のビーコンコード及び個体識別番号証明書（お客様控え）とあわせて大切に保管してください。

申請書の送付先、お問い合わせ先

**北海道**

北海道総合通信局 航空海上課 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 011-709-2311

**青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島**

東北総合通信局 航空海上課 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 022-221-0653

**茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨**

関東総合通信局 航空海上課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 03-6238-1747

**長野、新潟**

信越総合通信局 航空海上課 〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 026-234-9982

**富山、石川、福井**

北陸総合通信局 航空海上課 〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 076-233-4451

**岐阜、静岡、愛知、三重**

東海総合通信局 航空海上課 〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-9178

**滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山**

近畿総合通信局 航空海上課 〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-8541

**鳥取、島根、岡山、広島、山口**

中国総合通信局 航空海上課 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36 082-222-3345

**徳島、香川、愛媛、高知**

四国総合通信局 航空海上課 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5 089-936-5021

**福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島**

九州総合通信局 航空海上課 〒860-8795 熊本県熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟 096-326-7838

**沖縄**

沖縄総合通信事務所 無線通信課 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カワー旭橋B-1街区5 098-865-2305

# 日本でもPLBが海上で使用できるようになりました！

PLB(Personal Locator Beacon：携帯用位置指示無線標識)は、個人が海上において、船舶等から転落・漂流などした際、人工衛星を通じて、海上保安庁に遭難したことを通報する装置です。

PLBは、世界では欧米を中心に50万台以上普及していますが、これまで、我が国でのPLBの使用は認められていませんでした。

しかし、我が国でも遭難自動通報局の無線局免許を受ければ、海上における遭難時に限って使用できるようになりました。



## PLBの製品例



画像提供：ドリユーマリンジャパン合同会社

## PLBを使用するための条件



**無線局の免許が必要です。**

PLBは購入してすぐには使用できません。電波法により定められた手続きを行い、遭難自動通報局の無線局免許が必要です（無線従事者資格は必要ありません。）。



**本人（無線局免許状に記載された方）以外は使えません。**

PLBは、無線局の免許を受けた本人が海上で遭難したことを知らせるためのものです。他人へ貸したり、電波法で定める手続きを経ないで譲ったりすることはできません。他人が勝手に使用しないよう、保管の際にも十分注意しましょう。



**日本の技術基準に適合したPLBしか使えません。**

PLBは、技術基準適合証明等を取得したものでなければなりません。外国で販売されている技適マークがないPLBを使用した場合、電波法に違反するだけでなく、捜索救助活動に支障が出るおそれがあります。



**万一に備え、本人以外にも連絡できる方が必要です。**

PLBから電波が発射された場合、海上での遭難の事実について問い合わせる場合がありますので、2名以上の方（家族、友人等）の連絡先を無線局免許の際の申請書に記入していただく必要があります。（変更があった時は届出が必要です。）

# PLB（携帯用位置指示無線標識）の使用にあたって

## 1 海上以外では使用できません。

PLBは、我が国では海上においてのみ使用することができます。陸上（山岳、湖沼、河川など）や上空では使用できません。

## 2 海上遭難時以外は絶対に使用しないで下さい。

PLBを作動させると、直ちに遭難信号が発信されます。従って、海上遭難時以外は絶対に使用しないで下さい。故意に使用すると法令により処罰されるおそれがあります。なお、誤って作動させてしまった場合は、たとえ数秒間であっても、直ちに118番や船舶無線などで海上保安庁に連絡して下さい。

## 3 免許には有効期限があります。

PLBの無線局の免許の有効期間は、免許の日から5年間です。有効期間が切れた状態で使用すると、海上遭難の際、捜索救助活動が行われなければならず、不法無線局として法令により処罰されるおそれがあります。

## 4 使用しなくなった場合は、必ず電池を取り外して下さい。

無線局免許が切れた場合や無線局廃止等で使用しなくなった場合は、必ず、本体から電池を取り外すか、メーカーに引き取りを依頼し、電波は発射できない状態にして下さい。

電波が発射できる状態のまましていると、法令により処罰される場合があります。

ご不明な点はお近くの総合通信局へ

| 総合通信局等    | 担当課   | 管轄                               | 電話番号                      |
|-----------|-------|----------------------------------|---------------------------|
| 北海道総合通信局  | 航空海上課 | 北海道                              | 011-709-2311<br>(内線：4635) |
| 東北総合通信局   | 航空海上課 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県          | 022-221-0653              |
| 関東総合通信局   | 航空海上課 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 | 03-6238-1747              |
| 信越総合通信局   | 航空海上課 | 新潟県、長野県                          | 026-234-9982              |
| 北陸総合通信局   | 航空海上課 | 富山県、石川県、福井県                      | 076-233-4451              |
| 東海総合通信局   | 航空海上課 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                  | 052-971-9178              |
| 近畿総合通信局   | 航空海上課 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県         | 06-6942-8541              |
| 中国総合通信局   | 航空海上課 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県              | 082-222-3345              |
| 四国総合通信局   | 航空海上課 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県                  | 089-936-5021              |
| 九州総合通信局   | 航空海上課 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県     | 096-326-7838              |
| 沖縄総合通信事務所 | 無線通信課 | 沖縄県                              | 098-865-2305              |

誤って**PLB**を作動させてしまった場合は、たとえ数秒間であっても118番や船舶無線などで直ちに海上保安庁へ連絡してください！

# PLB (携帯用位置指示無線標識)をお持ちの方へ

## ●使用の際の注意事項

- ・ PLB は海上において、生命が切迫した状態になり、船舶無線や携帯電話等の他の一切の通信手段がなくなった場合に「最後の手段」として使用するものです。
- ・ PLB を海上において使用すると、遭難信号が発信され、多数の船舶、航空機による搜索救助活動が開始されます。安易な使用や誤発射は、多くの人に迷惑をかけるだけでなく、多額の損害賠償を請求される場合があります。
- ・ 緊急時に確実に使用できるよう、取扱説明書をよく読み、取扱説明書で定められた手順による日常点検を怠らないようにしましょう。
- ・ PLB は、海上での使用に限られ、陸上（山岳、湖沼、河川など）や上空では使用できません。
- ・ 遭難の事実がないのに PLB を使用すると、虚偽の遭難通信として法令により処罰されます（3ヶ月以上10年以下の懲役）。

## ●誤発射を防ぐために

- ・ 取扱説明書をよく読み、操作方法を十分に理解して下さい。
- ・ 取扱説明書に定められた手順による日常点検以外、不用意にスイッチ類に触らないようにして下さい。また、他人が勝手に使用しないよう、保管の際にも十分注意して下さい。
- ・ PLB を他人に貸したり、電波法に定める手続を経ないで譲ったりすることはできません。
- ・ 免許の有効期間（5年間）が切れた場合など、PLB を使用しなくなったときは、必ず電池を取り外すか、メーカーに引き取りを依頼し、電波が発射されない措置を確実に行って下さい。これらの措置を行わない場合は、法令により処罰されます（30万円以下の罰金）。
- ・ なお、免許の有効期間が経過したにもかかわらず、PLB を所持すると、法令により処罰されます（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。
- ・ 誤発射によって搜索救助活動が開始された場合、それに要した費用は、あなたに請求される場合があります。
- ・ 万が一、誤発射をしてしまった場合は、たとえ数秒間の誤発射であっても、118番や船舶無線などで直ちに海上保安庁に連絡してください。